平成２５年（フ）第１９５８号
福岡市東区原田１丁目８番18―502号
債務者　若口真由美
1　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０８９号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲857番地８
債務者　田代　佳子
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２１０２号
福岡県糟屋郡宇美町宇美東２丁目８番13号オリエント柚の木Ｂ―102号
債務者　平　　謙介
1　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０号
福岡県大野城市大池２丁目21―24筑紫工芸敷地内２階
債務者　後藤　詔子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２６号
福岡市東区多の津５丁目33番３―303号
債務者　井上　敦博
1　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２７号
福岡市東区多の津５丁目33番３―303号
債務者　井上　　綾
1　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３９号
福岡市東区二又瀬12番２号
債務者　秋吉理恵子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４４号
福岡県大野城市山田２丁目12番21号Ｉｔ’Ｓ春日原東101号
債務者　大川内　正
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４８号
福岡市博多区美野島３丁目６番19―402号
債務者　石岡　利朗
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４９号
福岡県古賀市花鶴丘２丁目１番７―701号
債務者　藤原　繁代
1　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６０号
福岡県糸島市前原中央２丁目３番56号
債務者　黒田まゆみ
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６１号
福岡県糸島市前原中央２丁目３番56号
債務者　黒田　美沙
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６９号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄１丁目77番地　エクセルコーポ宇野103号
債務者　河上　英利
1　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７１号
福岡県宗像市村山田897番地２ボニートパルＡ104号
債務者　池田　洋介
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７２号
福岡県古賀市青柳町140番地９
債務者　黒木　圭介
1　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７３号
福岡県古賀市青柳町140番地９
債務者　黒木　木実
1　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７７号
福岡市南区多賀２丁目１番112号
債務者　竹内　絵留（旧姓泉舘）
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８５号
福岡県糟屋郡粕屋町若宮２丁目16番14号ことぶき荘101号
債務者　牧　　春見
1　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部